

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 31 日告示第 59 号

(目的)

第 1 条 この告示は、民間の建築物について吹付けアスベスト除去等を行う者に対し、その吹付けアスベスト除去等に要する費用の一部を補助することにより、当該建築物のアスベスト対策を促進し、もって住民の生命の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール（アスベストを含有するおそれのある吹付け施工された建築建材をいう。）であって、その建築建材に含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の 0.1% を超えるものをいう。
- (3) 吹付けアスベスト除去等 吹付けアスベスト等の除去（除去したアスベストの処分を含む。）、封じ込め又は囲い込みをいう。
- (4) アスベスト含有調査 建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する者をいう。）によるアスベストの含有の有無に係る調査をいう。
- (5) 耐火被覆等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号に規定する耐火構造、同条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造又は同条第 8 号に規定する防火構造とするための措置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象建築物の所有者又はその相続人とする。

(補助対象建築物)

第 4 条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する建築物（国、地方公共団体その他の公共団体が所有し、又は所

有していた建築物を除く。)であって、アスベスト含有調査により吹付けアスベスト等が施工されていることを確認されたものとする。

(補助対象事業等)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象建築物について吹付けアスベスト除去等を行う事業とし、その補助要件は、補助対象建築物の敷地内に存する全ての補助対象建築物について当該吹付けアスベスト除去等を行うこととする。

2 前項に掲げる補助要件のほか、吹付けアスベスト等の除去を行う場合は、第8条に規定する交付申請をする日(以下「申請日」という。)の属する年度の3月31日までに耐火被覆等の施工をすることとする。ただし、当該吹付けアスベスト等の除去を行った後に、補助対象建築物を使用せず、当該年度の翌年度の3月31日までに当該補助対象建築物の解体を開始する場合については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) アスベスト含有調査

(2) 申請日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了しないもの

(3) 他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの

(4) その他市長が適当でないとするもの

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、吹付けアスベスト除去等の工事(補助対象建築物の天井等の撤去及び復旧に係る工事を除く。)に要する経費(吹付けアスベスト等の除去を行った後に講じる耐火被覆等の施工に係る経費を含む。)とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、500万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者であることを証する書類
- (2) 補助対象建築物の位置図
- (3) アスベスト含有調査報告書（アスベスト含有調査により、吹付けアスベスト等が施工されていることを確認できる書類をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 特定管理産業廃棄物管理責任者証（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生労働省令第 35 号）第 8 条の 17 に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類をいう。以下同じ。）及び石綿作業主任者証（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 19 条に規定する石綿作業主任者の資格を証する書類をいう。以下同じ。）の写し
- (5) 吹付けアスベスト除去等の工事着工前の写真
- (6) 見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、補助対象建築物の敷地当たり 1 回に限りすることができる。

（交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに吹付けアスベスト除去等事業実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 吹付けアスベスト除去等の工事期間中及び工事完了後の写真
- (3) マニフェスト E 票の写し（吹付けアスベスト等の除去を行う場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付額の確定等）

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査、実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交

付すべき補助金の額を確定し、吹付けアスベスト除去等事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、吹付けアスベスト除去等事業補助金交付請求書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 補助要件に違反することとなった場合

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所

氏名

※署名又は記名押印

電話番号

吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書

吹付けアスベスト除去等事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

補助事業の種類 ※該当部分に☑	<input type="checkbox"/> 除去＋処分＋耐火被覆等 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み	→除去後に建築物を使用せず、次年度までに解体を開始する場合は、耐火被覆等は不要
使用箇所		
建築物の所在地	浜田市	町
所有者名又は相続人名 ※所有者等が複数存在する場合は、その代表者名を記入	※1	
除去等業者の名称等	名称	
	所在地	
	電話番号	
補助対象部分の工事金額		円
補助金交付申請額 ※1,000円未満は切捨て		円
予定工期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象者であることを証する書類
- (2) 補助対象建築物の位置図
- (3) アスベスト含有調査報告書の写し
- (4) 特定管理産業廃棄物管理責任者証及び石綿作業主任者証の写し
- (5) 吹付けアスベスト除去等の工事着工前の写真

(6) 補助対象事業の部分がわかる見積書の写し

(7) その他市長が必要と認めるもの

※1 他の所有者、相続人又は権利者が存在する場合は、自己において対応してください。

様式第 2 号（第 9 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました吹付けアスベスト除去等事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業

2 建築物の所在地

3 補助対象事業費 円

4 交付金額 円

5 交付条件

（却下理由）

年 月 日

浜田市長 様

補助事業者 住所
氏名

吹付けアスベスト除去等事業実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった吹付けアスベスト除去等事業の実績について、次のとおり浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

建築物の所在地	浜田市 町
所有者名又は相続人名	
工事内容 ※申請時から変更がある 場合のみ記入	
補助対象部分の工事金額	円
補助金交付申請額 ※1,000 円未満は切捨て	円
実施工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 吹付けアスベスト除去等の工事期間中及び工事完了後の写真
- (3) マニフェストE票の写し（除去の場合に限る。）
- (4) その他

様式第 4 号（第 11 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



吹付けアスベスト除去等事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました吹付けアスベスト除去等事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 補助対象事業 | |
| 2 | 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 3 | 補助対象事業費の精算額 | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| | (交付確定額) — (交付決定通知額) | 円 |

様式第 5 号（第 12 条関係）

吹付けアスベスト除去等事業補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、確定通知のあった補助金

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所
氏名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他()				
口座番号							
口座名義人	フリガナ						
